

宮崎県新しい公共支援基金条例

平成23年3月22日宮崎県条例第3号

(設置)

第1条 県民、NPO、企業等が積極的に公共の担い手となる「新しい公共」の拡大及び定着を図るため、NPO等の活動基盤の整備及びNPO、企業、行政等の多様な主体の協働の推進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。